教育委員会会議録

開会の日時	令和3年2月12日 午後7時00分		
閉会の日時	平成3年2月12日 午後7時56分		
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室		
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理者 鍋島 健二 教育委員 駒田 聡子・中村 孝史・永井 正高・中西 康裕		
会議録に署名 する委員氏名	中村 孝史・永井 正高		
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 鈴木 光代 学校教育部長 植村 法文 教育総務課長 前村 忍 学校教育課長 九山 光 学校教育課長 山口 真司 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 大西 隆 教育研究所長 西村 朱美 学校教育課副参事 山鹿 富生 学校教育課副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 岡村 基司		

	議案第4号	令和3年度教育関係予算について
	議案第5号	令和2年度教育関係補正予算(第13号)について
	議案第6号	伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
		の制定について
	議案第7号	伊勢市附属機関条例の一部改正について
	議案第8号	奨学生の決定について
会議に付した	議案第9号	伊勢市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済
事件		給付に係る共済掛金に関する規則の制定について
	議案第 10 号	伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部改正につ
		いて
	議案第 11 号	伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について
	議案第 12 号	伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部改正について
	議案第 13 号	伊勢市指定文化財の指定解除について
	議案第 14 号	伊勢市奨学金支給条例の一部改正について
会議の要旨	別添のとおり	

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中村委員、永井委員を指名

会議に付する案件

議案第4号 令和3年度教育関係予算について

議案第5号 令和2年度教育関係補正予算(第13号)について

議案第6号 伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制 定について

議案第7号 伊勢市附属機関条例の一部改正について

議案第8号 奨学生の決定について

議案第9号 伊勢市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付

に係る共済掛金に関する規則の制定について

議案第10号 伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部改正について

議案第11号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について

議案第12号 伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部改正について

議案第13号 伊勢市指定文化財の指定解除について

議案第14号 伊勢市奨学金支給条例の一部改正について

議案第4号から議案第7号および議案第14号は3月市議会定例会に関することになるため、議案第8号は個人情報に関することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第14条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

議事に入る前に私から報告をさせていただきます。

市内の小学校では新型コロナウイルスに感染した職員や子どもがおり、学校で接触した者に対して PCR 検査等を実施しているところです。また各小中学校においては、年度のまとめの時期となっており、今年度の活動を振り返り次年度へ向けた学校評価を行っているところです。まとまりましたら委員の皆さまにお示しできると思います。特に中学校におきましては私立高等学校入試や県立高校の前期選抜を終え、後期選抜の準備に入っているところです。

また、卒業式、入学式につきましては卒業生、入学生とその保護者を対象に 行うことを基本としておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願 いいたします。

各学校に対しましては、飲酒運転の禁止やセクハラ、体罰の禁止など、面談や研修を通して服務規律の確保について終始徹底を図るよう指導しているところです。また教職員の人事異動につきまして、来月の中学校の卒業式頃には一般教職員と校長、教頭の異動内示を行う予定となっております。

スポーツ課におきましては、県主催の市町対抗駅伝が中止となり、また伊勢市主催の都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会も中止が決定しているところです。

3月は来年度予算の編成時期でもあり新年度から施行される条例規則の改正 が多く出てきております。委員の皆さんにはどうぞよろしくお願いいたします。 私からの報告は以上です。

教育長

それでは議事に入ります。

議案第4号「令和3年度教育関係予算について」を議題といたします。 事務部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(議案第4号から議案第8号まで原案どおり承認)

教育長

審議の都合上、議案第14号「伊勢市奨学金支給条例の一部改正について」を 議題といたします。事務部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(原案どおり承認)

教育長

つづきまして、議案第9号「伊勢市独立行政法人日本スポーツ振興センター

災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の制定について」を議題といたしま す。事務部長から提案説明を行います。

事務部長

67ページをご覧ください。

これは、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る児童生徒等の保護者から徴収する共済掛金に関し必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしく ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課長

議案第9号「伊勢市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に 係る共済掛金に関する規則の制定について」をご説明いたします。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付事業については、その経費を国、学校の設置者及び保護者で負担することとなっていますが、保護者の経済的な事由により納付が困難な場合は、学校の設置者の判断により徴収をしないことができることとされています。

その場合、徴収しないこととした額を国が予算の範囲内で日本スポーツ振興センターに補助することとなっていますが、補助の要件として保護者が負担すべき額をあらかじめ学校の設置者において定めておく必要があることから、教育委員会の所管に係るものについて、規則を制定しようとするものでございます。

以上、議案第9号「伊勢市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済 給付に係る共済掛金に関する規則の制定について」をご説明いたしました。 何卒、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

議案第9号「伊勢市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に 係る共済掛金に関する規則の制定について」は、原案どおりお認めいただくこ とにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

異議なしとのことでございます。よって議案第9号「伊勢市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の制定について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

つづきまして、議案第10号「伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部 改正について」を議題といたします。事務部長から提案説明を行います。

事務部長

70ページをご覧ください。

これは、所要の規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしく ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

議案第 10 号「伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部改正について」 をご説明いたします。

これは、別記様式第7条関係中、青少年指導員証の裏面1に青少年相談員の活動を行うときはと表記されている箇所を青少年指導員の活動を行うときはに 改めるものでございます。

以上、議案第 10 号「伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部改正について」をご説明いたしました。

何卒、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

議案第 10 号「伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

教育長

異議なしとのことでございます。よって議案第10号「伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部改正について」は原案どおり承認することに決定をいたしました。

つづきまして、議案第11号「伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務部長から提案説明を行います。

事務部長

75ページをご覧ください。

これは、伊勢市体育施設使用許可申請書及び伊勢市体育施設使用許可書の様式について、全ての体育施設に共通する様式とするため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましてはスポーツ課から説明をいたしますので、よろしく ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツ課長

議案第11号「伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」をご説明いたします。

79ページ下段の説明をご高覧ください。

これは、伊勢市体育施設使用許可申請書及び伊勢市体育施設使用許可書の様式について、全ての体育施設に共通する様式に統一するため、規則を改正しようとするものでございます。

具体的には82ページに改正前の様式として記載しておりますように、これまで二見体育施設のみ別様式となっており押印も必要となっていたため、今回新たに83ページに記載のとおり他の体育施設と同様の様式に変更し、押印も不要とするものです。

また、これに合わせて許可書の様式も 86 ページの様式に統一するものでございます。

以上、議案第11号「伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」をご 説明いたしました。

何卒、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、スポーツ課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

議案第11号「伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

異議なしとのことでございます。よって議案第11号「伊勢市体育施設条例施 行規則の一部改正について」は原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

つづきまして、議案第12号「伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部改正 について」を議題といたします。事務部長から提案説明を行います。

事務部長

87ページをご覧ください。

これは、伊勢市立神社小学校及び伊勢市立大湊小学校を統合し、伊勢市立みなと小学校を設置することに伴い、学校名を改めるため、訓令を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしく ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

議案第12号「伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部改正について」をご 説明いたします。

89,90ページの新旧対照表も合わせてご覧ください。

これは伊勢市立神社小学校及び伊勢市立大湊小学校を統合し、伊勢市立みなと小学校を設置することに伴い学校名を改めるため、訓令を改正しようとするものでございます。

第 10 条中規定を訓令に、第 11 条中規程を訓令に、別表第 1 第 1 グループの項中厚生小学校、神社小学校、大湊小学校を厚生小学校に、御薗小学校を御薗小学校、みなと小学校に別表第 2 の表、学校経営の部署規定の制定に関することの項中諸規定のを諸規程のに、経理に関する規定を経理に関する規程に校内諸規定を校内諸規程に改めます。

以上、議案第12号「伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部改正について」をご説明いたしました。

何卒、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

議案第 12 号「伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部改正について」は、 原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

異議なしとのことでございます。よって議案第12号「伊勢市立小中学校共同 実施組織規程の一部改正について」は原案どおり承認することに決定をいたし ました。

教育長

つづきまして、議案第13号「伊勢市指定文化財の指定解除について」を議題 といたします。事務部長から提案説明を行います。

事務部長

91ページをご覧ください。

これは、伊勢市文化財保護審議会より文化財指定解除の答申があったもので、 伊勢市文化財保護条例第36条第1項の規定により、記念物(天然記念物)の指 定を解除するものでございます。

なお、詳細につきましては文化振興課から説明をいたしますので、よろしく ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

文化振興課長

議案第13号「伊勢市指定文化財の指定解除について」をご説明いたします。 95ページをご覧ください。

今回、文化財指定の解除をお願いいたします文化財は、天然記念物の宿り木の桜でございます。所在地は伊勢市宇治今在家町、所有者は神宮でございます。宿り木の桜は内宮の宮域に生育する杉の大木に着生し、宿り木のように育っているヤマザクラです。樹齢は250年くらいと推定され、昭和33年に市の天然記念物に指定しました。平成26年頃から衰退が著しくなり、樹勢の回復作業を行ってきておりましたが、令和2年8月に桜の枯死、枯れていることが確認されたことから、文化財の指定解除をしようとするものでございます。

92 ページをご覧ください。本資料は、伊勢市文化財保護審議会からの答申書の写しでございます。

93 ページには、所有者から提出されました滅失届出書を添付しております。 記載項目の9及び10には滅失に至る経緯、原因が、また94ページの記載項目14には樹勢回復等の措置について記載されておりますのでご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第13号「伊勢市指定文化財の指定解除について」をご説明いたしました。

何卒、よろしくお願いいたします。

ただ今、文化振興課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

議案第13号「伊勢市指定文化財の指定解除について」は、原案どおりお認め いただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

教育長

異議なしとのことでございます。よって議案第13号「伊勢市指定文化財の指定 解除について」は原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。 委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。